

令和元年八月一日提出  
質問第一八号

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する政府の対応等に関する質問主意書

提出者  
山井和則

北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する政府の対応等に関する質問主意書

岩屋防衛大臣は、二〇一九年七月二十九日の記者会見で、「北朝鮮は七月二十五日に短距離弾道ミサイルを発射したものと判断した」と発言しています。一方、安倍総理は、七月二十五日に北朝鮮による短距離ミサイル発射の報告を受けた後も、静養先でのゴルフのプレーを続行したと報道されています。

そこで以下の通り、質問します。

一 二〇一七年八月と九月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）（以下、Ｊアラートという。）が発動されましたが、今回の七月二十五日の短距離ミサイル発射に際しては、Ｊアラートは発動されませんでした。二〇一七年のミサイル発射にはＪアラートが発動され、今回のミサイル発射には発動されなかった理由を示して下さい。併せて、北朝鮮によるミサイル発射に対するＪアラートの発動の基準を示して下さい。

二 二〇一七年九月の北朝鮮によるミサイル発射の際には、総理指示の発出、国家安全保障会議の開催、安倍総理会見などが行われましたが、今回の七月二十五日の短距離ミサイル発射については、安倍総理は静養先でのゴルフを続行するなど、政府の対応は大きく異なっています。このような大きな差異が生じた理

由について、国民に説明すべきではありませんか。差異が生じた理由と、国民への説明の必要性に関する政府の見解を示して下さい。

右質問する。